

高舟台自治会協力団体規定

(協力団体)

第 1 条 高舟台自治会協力団体（以下「協力団体」という）とは、主に高舟台自治会会則（以下「会則」という）第 5 条に定める者で構成され、且つ、第 7 条の活動を目的とする団体をいう。

- (1) 自治会の主催する行事に協調ができる団体
 - (2) 会則第 3 条の区域に居住する者の福祉・厚生・防災・防犯等に携わることができる団体
 - (3) 団体の設置目的が営利・宗教目的でないと認められる団体
- 2) 前項の規定に該当しない団体であっても、理事会の審議の結果、適当であると認められる場合には、協力団体とすることができる。

(申請手続等)

第 2 条 協力団体となるためには、所定の申請書を自治会長あてに提出するものとする。

- 2) 申請にあたっては、団体の規約又はこれに類するものを添付する。また、次の項目を明確にすることとする。
 - (1) 活動目的とその範囲
 - (2) 団体に関わる対象者
 - (3) 官公庁及び社会福祉協議会等の公的団体との関係
 - (4) 代表者の選任方法
 - (5) 固定資産、備品等の管理状況
- 3) 協力団体と認定された団体は、次の内容について自治会に報告するものとする。
 - (1) 年度ごとの活動計画
 - (2) 年度ごとの活動実績
 - (3) 総会実施状況
- 4) 提出書類は各団体が作成している資料でも可とする。

(自治会の備品等の使用基準)

第 3 条 協力団体と認められた団体は、次のとおり自治会備品等の使用を認めるものとする。

- (1) 会館利用及び複合機等の使用にあたっては、自治会会則に従い使用する。

(2)PCの使用は、自治会会則に従い、貸出し専用のパソコンを使用する。

(協力団体への助成金)

第 4 条 協力団体と認められた団体は、必要に応じて助成金を申請することができる。

2) 協力団体が助成金を申請する時は、次の書類を自治会長あてに提出するものとする。

(1)助成金申請書

(2)当該年度の活動計画書

(3)当該年度の予算書

3) 協力団体に交付する助成金の額は、別途「協力団体助成金交付細則」により定める。

(活動状況の報告)

第 5 条 助成金を受けた協力団体は、当該年度終了後、速やかに（会則第 25 条に係わる審議事項の場合、会則第 23 条開催日の 7 日前とする。）、次の書類を添えて活用状況を自治会長に対し報告するものとする。

(1)助成金活用状況報告書

(2)当該年度の活動実績報告書

(3)当該年度の決算書

2) 自治会長は、助成金の活用状況に疑義がある場合は、協力団体に対し助成金の返還を求めることができる。

(助成金交付、活動内容等の承認)

第 6 条 前第 4 条及び第 5 条については、理事会において可否を審議し、決定するものとする。

(疑 義)

第 7 条 活動内容等で疑義が生じた場合は各協力団体と自治会がお互いに確認を行うものとする。

2) 会則第 3 条の区域外の居住者らを含む例会及びイベント等で、前第 3 条を使用する場合、事前事後であっても速やかに自治会に報告するものとする。

(規定の改廃)

第 8 条 この規定は理事会において改廃を行う。

付 則

令和 4 年 1 月 23 日 策定